

証券コード 7072

2019年12月9日

株主各位

東京都港区六本木3丁目5番27号
株式会社 インティメート・マージャー
代表取締役 築島 亮次

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月24日（火） 午前10時00分
2. 場 所 東京都港区六本木3丁目5番27号
株式会社インティメート・マージャー本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第7期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告および
計算書類の内容報告の件

以 上

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

2018 年 10 月 1 日から

2019 年 9 月 30 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社の主要領域であるインターネット広告業界におきましては、2018 年のインターネット広告市場は運用型広告、動画広告の成長がさらに加速したことにより、前年比 16.5%増の 1 兆 7,589 億円に達し、このうち運用型広告費は、大規模プラットフォームを中心に大きく伸び、前年比 22.5%増の 1 兆 1,518 億円(出典：株式会社電通「2018 年日本の広告費」)と拡大しました。

このような環境の中、当社のデータマネジメントプラットフォーム (DMP) 事業につきましては、オーディエンスデータの収集力及び分析力の強化に加えて、データを活用した広告配信媒体のクロスセルや、他社経由のプロモーション施策のデータ活用による効率化施策でのアップセルなど、IM-DMP を用いたオンラインマーケティングソリューションの拡販に努めてまいりました。

2019 年 1 月には、クリックや購買行動などのコンバージョンし易いと推定されるユーザーを抽出し、広告成果へ至った件数に応じて請求が発生する、成果報酬型ディスプレイ広告運用サービス「Performance DMP」をリリースし、ダイレクトレスポンス領域における広告効果改善を支援するなど、アフィリエイト市場領域の拡大を進めてまいりました。また、2019 年 3 月には新生銀行と資本業務提携を行い、Fin Tech 市場領域への共同研究を進めていくなど、広告市場に留まらない多市場展開を目指して活動を進めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高 2,188,313 千円 (前年同期比 32.9%増)、営業利益 146,023 千円 (同 78.6%増)、経常利益 142,967 千円 (同 69.7%増)、当期純利益 96,422 千円 (同 131.7%増) となりました。

なお、当社は、DMP 事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

（２）設備投資の状況

該当事項はありません。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）当社が対処すべき課題

当社はオンライン及びオフラインマーケティングの効果を最適化するべく DMP 事業を行っております。インターネット広告市場及びデジタルマーケティング市場は、スマートフォンやタブレット端末などの普及によりインターネットにつながる端末が増加する中、技術革新を背景にオンラインとオフラインの境界線が曖昧になりつつあります。

このような技術革新のスピードが著しく早い環境の中で、オンライン、オフラインを問わずマーケティング領域におけるニーズは日々変化しております。そのため、当社は以下のような経営課題に取り組むことで、サービス領域の拡大及び経営基盤の強化を行っていく方針であります。

①新サービス等の開発体制

インターネット市場における技術革新のスピードは非常に早く、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新サービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な開発人材の確保を行って参ります。

②優秀な人材の確保と教育制度の充実

当社は、今後の成長のために、多様で優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。ソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化を図り、当社の求める専門性や資質を兼ね備えた人材の登用を進めるとともに、研修制度の充実等、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の底上げを行っていく方針であります。

③内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行うこと、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを図っていく方針であります。

④認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入頂き、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することが出来ていると考えております。一方で、更なる成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	2016 年度 第 4 期	2017 年度 第 5 期	2018 年度 第 6 期	2019 年度 第 7 期(当期)
売 上 高 (千円)	754,909	1,366,933	1,646,751	2,188,313
経 常 利 益 (千円)	76,320	141,154	84,244	142,967
当期純利益 (千円)	49,101	96,377	41,610	96,422
1 株当たり当期純利益 (円)	23.72	40.16	17.34	40.18
総 資 産 (千円)	565,433	727,404	822,860	968,491
純 資 産 (千円)	391,269	487,646	529,257	625,680
1 株当たり純資産 (円)	54.70	94.85	112.19	260.70

(注) 2019 年 5 月 15 日開催の取締役会決議により、2019 年 6 月 14 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っております。第 4 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社フリークアウト・ホールディングスで、同社は当社の株式を 1,692 千株（議決権比率 70.5%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019 年 9 月 30 日現在)

事業	事業内容
データマネジメントプラットフォーム (DMP) 事業	データマネジメントプラットフォームの提供、 データ活用コンサルティング

(8) 主要な営業所及び工場 (2019 年 9 月 30 日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区六本木三丁目 5 番 27 号

(9) 従業員の状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 名	5 名増	32.8 歳	1 年 3 ヶ月

(10) 主要な借入先の状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- （1）発行可能株式総数 普通株式 9,600,000 株
（2）発行済株式の総数 普通株式 2,400,000 株
（3）株主数 9 名
（4）大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	普通株式	
株式会社フリークアウト・ホールディングス	1,692,700 株	70.5%
株式会社電通	300,000 株	12.5%
M I C イノベーション 4 号投資事業有限責任組合	128,550 株	5.4%
Y J 2 号投資事業組合	100,000 株	4.2%
株式会社新生銀行	50,000 株	2.1%
アイビス新成長投資事業組合第 5 号	42,900 株	1.8%
S M B C ベンチャーキャピタル 4 号投資事業有限責任組合	42,900 株	1.8%
みずほ成長支援第 3 号投資事業有限責任組合	42,850 株	1.8%
永田 暁彦	100 株	0.0%

3. 新株予約権等に関する事項（2019年9月30日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数
13,265 個（新株予約権 1 個につき 50 株）
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 663,250 株

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名称(行使価格)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権 (85 円)	2017 年 12 月 29 日～ 2025 年 12 月 27 日	10,864 個	2 名
	第2回新株予約権 (540 円)	2019 年 3 月 25 日～ 2027 年 2 月 24 日	1,279 個	1 名
	第3回新株予約権 (680 円)	2020 年 11 月 28 日～ 2028 年 11 月 27 日	480 個	1 名

（2）当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第3回新株予約権（2018年11月27日発行）

- ・新株予約権の数
960 個（新株予約権 1 個につき 50 株）
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 48,000 株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価格
1 個あたり 680 円
- ・新株予約権の行使期間
2020 年 11 月 28 日から 2028 年 11 月 27 日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 当社の株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- ・その他取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	築島 亮次	
取締役	久田 康平	管理本部長
取締役	村井 浩起	コンサルティング本部長
取締役	佐伯 朋嗣	経営企画室長
取締役	永井 秀輔	株式会社フリークアウト・ホールディングス 取締役 CFO 株式会社 FOPW 代表取締役 株式会社 FOJT 代表取締役
取締役	永田 暁彦	株式会社ユーグレナ 取締役副社長 株式会社ユーグレナインベストメント 代表取締役社長
常勤監査役	大島 忠	
監査役	横山 幸太郎	株式会社 BeGOODJAPAN 取締役 みんなのマーケット株式会社 監査役 ナーブ株式会社 監査役 WOVN Technologies 株式会社 監査役 株式会社 tattva 取締役
監査役	大杉 泉	Retty 株式会社 取締役監査等委員 オブティメッドホールディングス株式会社 監査役 株式会社サン・システム 監査役 大杉公認会計士事務所 所長 株式会社メディプラス・マネジメント 監査役

- (注) 1. 取締役永田暁彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大島忠氏、大杉泉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大杉泉氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度における役員の異動は以下のとおりであります。
- ・2019年6月14日開催の臨時株主総会にて、村井浩起氏、佐伯朋嗣氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役永井秀輔氏、永田暁彦氏、監査役大島忠氏、横山幸太郎氏および大杉泉氏は当社と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	32 百万円 (1 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	8 百万円 (7 百万円)

(注) 1. 2019 年 6 月 14 日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額 300 百万円以内、監査役の報酬限度額は年額 30 百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役 1 名を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永田 暁彦	当事業年度に開催された取締役会 16 回全てに出席し、企業経営・事業戦略・組織運営などに関する豊富な経験と高い見地から発言を適宜行っております。
社外監査役	大島 忠	当事業年度に開催された取締役会 16 回全て、監査役会 14 回全てに出席し、長年にわたる監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき常勤監査役として発言を適宜行っております。
社外監査役	大杉 泉	当事業年度に開催された取締役会 16 回全て、監査役会 14 回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的見地から発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

報酬等の額 12,000 千円

当社監査役会が有限責任 あずさ監査法人の報酬等について同意した理由は、197,263 人の人員を要し、世界 154 の国と地域で活動する KPMG インターナショナルのメンバーファームで会計監査人として求められる品質管理体制、独立性及び専門性に問題なく、さらに親会社の会計監査人として、連結先である当社の会計監査を継続的に監査し続けてきていることから、当社業務への理解も定着しており、当社会計情報の信頼性が確保されると判断したためであります。

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

該当事項はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第 344 条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会決議を行っております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- ③ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には「コンプライアンス規程」に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- ④ 役職員の法令・定款違反等の行為については「就業規則」に基づき適正に処分を行う。
- ⑤ 代表取締役社長により任命された内部監査担当者は、役職員の職務執行状況についてコンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑦ 反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 役職員の職務執行に係る情報については「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従って、適切に作成、保存または廃棄される。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書・情報を閲覧し得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- ② 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」を定め、重要性に応じた意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図る。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

- ③ 業務運営状況について、内部監査担当者による内部監査を実施し、その状況を把握し改善を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び親会社グループと取引を行う場合は、当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を慎重に検討したうえで取引を行う等、取引の適正性を確保する体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
- ② 補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- ③ 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 会社は、補助使用人が監査役に同行して、社内の重要会議に出席する機会を確保する。
- ② 会社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境を整備する。

(8) 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
- ② 当社は「内部通報規程」の定めるところにより、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社は、監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会及び社内の重要会議に出席する機会を確保する。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を求めることができる。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査計画や監査結果等に係る情報の共有、意見交換の場を持ち、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完を図る。

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は定例を含め16回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

② 監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は定例を含め14回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制について

内部通報窓口を経営企画室長、常勤監査役及び顧問弁護士に設置しております。当事業年度において内部通報の実績はありませんでした。

④ 当社における業務の適正性の確保

内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸 借 対 照 表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	909,109	流 動 負 債	338,091
現金及び預金	584,847	買掛金	198,788
売掛金	314,474	未払金	61,917
仕掛品	1,038	未払法人税等	44,463
前払費用	8,445	前受金	1,458
その他	302	預り金	2,267
		賞与引当金	20,880
		未払消費税等	8,315
固 定 資 産	59,382	固 定 負 債	4,720
有形固定資産	3,489	資産除去債務	4,720
建 物	21,278	負 債 合 計	342,811
建物減価償却累計額	△20,443	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	4,445	株 主 資 本	625,680
工具、器具及び備品	△1,791	資本金	150,000
減価償却累計額		資本剰余金	130,000
		資本準備金	130,000
無形固定資産	1,932	利益剰余金	345,680
ソフトウェア	1,932	その他利益剰余金	345,680
		繰越利益剰余金	345,680
投資その他の資産	53,960	純 資 産 合 計	625,680
繰延税金資産	13,687	負 債・純 資 産 合 計	968,491
その他	40,272		
資 産 合 計	968,491		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔2018年10月1日から
2019年9月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,188,313
売 上 原 価		1,486,024
売 上 総 利 益		702,288
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		556,265
営 業 利 益		146,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
そ の 他	83	88
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	94	
株 式 交 付 費	924	
株 式 公 開 費 用	2,000	
そ の 他	125	3,144
経 常 利 益		142,967
税 引 前 当 期 純 利 益		142,967
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,576	
法 人 税 等 調 整 額	△4,032	46,544
当 期 純 利 益		96,422

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔2018年10月1日から〕
〔2019年9月30日まで〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当 期 首 残 高	150,000	130,000	130,000	249,257	249,257	529,257	529,257
当 期 変 動 額							
当期純利益				96,422	96,422	96,422	96,422
当期変動額合計	—	—	—	96,422	96,422	96,422	96,422
当 期 末 残 高	150,000	130,000	130,000	345,680	345,680	625,680	625,680

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 . . . 2年

工具、器具及び備品 . . . 4～8年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費 . . . 支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 期末株式数（株）
普通株式	40,000	2,360,000	—	2,400,000
A種優先株式	8,000	—	8,000	—
合計	48,000	2,360,000	8,000	2,400,000

（注）1. 当社は、2019年6月14日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の株式数の増加のうち、8,000株はA種優先株式の普通株式への転換、2,352,000株は株式分割によるものであります。

3. A種優先株式の株式数の減少8,000株は、A種優先株式から普通株式への転換によるものであります。

② 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 615,250 株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	3,813千円
未払事業税	2,955
賞与引当金	6,393
資産除去債務	1,456
その他	525
繰延税金資産小計	15,144
評価性引当額	△1,456
繰延税金資産合計	13,687

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社におきましては、与信管理規程を設け、与信管理体制の構築・運用を行っており、また、既存取引先との関係を維持しつつ、新規取引先の獲得に注力していくことを継続的に行い、特定の取引先への集中度をより低減させていく方針であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、全てが1年以内の支払期日であります。また、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

経理担当者が、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業担当者に随時連絡しております。これにより各取引先の財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理担当者が、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	584,847	584,847	—
(2) 売掛金	314,474	314,474	—
資産計	899,322	899,322	—
(1) 買掛金	198,788	198,788	—
(2) 未払金	61,917	61,917	—
(3) 未払法人税等	44,463	44,463	—
(4) 未払消費税等	8,315	8,315	—
(5) 預り金	2,267	2,267	—
負債計	315,753	315,753	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の 子会社等	(株)電通デジタル	—	広告取引等	広告取引等	43,106	売掛金	12,994
主要株主の 子会社等	(株)サイバー・コ ミュニケーショ ンズ	—	広告取引等	広告取引等	94,973	売掛金	18,888

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連しない会社との取引条件を参考に、交渉の上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 260円70銭

1株当たり当期純利益 40円18銭

(注) 当社は、2019年5月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2019年6月14日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行ったため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象

(1) 公募による新株式の発行

当社は東京証券取引所より上場承認を受け、2019年10月24日をもって同取引所マザーズ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、2019年9月17日及び2019年10月2日開催の取締役会において、以下の通り新株式の発行を決議し、2019年10月23日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は377,240千円、発行済株式総数は2,660,000株となりました。

募集株式の種類及び数	普通株式 260,000株
発行価格	1株につき1,900円
引受価額	1株につき1,748円
発行価格の総額	494,000千円
引受価額の総額	454,480千円
増加した資本金及び資本準備の額	増加した資本金の額 227,240千円 増加した資本準備金の額 227,240千円
払込期日	2019年10月23日
資金の使途	新規採用人員の教育採用費及び人件費に充当する予定であります。

(2) 第三者割当による新株式の発行（オーバーアロットメントによる売出し）

当社は、2019年9月17日及び2019年10月2日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を以下の通り決議し、2019年11月20日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は411,326千円、発行済株式総数は2,699,000株となりました。

発行株式の種類及び数	普通株式 39,000株
割当価格	1株につき1,748円
割当価額の総額	68,172千円
増加した資本金及び資本準備の額	増加する資本金の額 34,086千円 増加する資本準備金の額 34,086千円
割当先及び割当株式数	みずほ証券株式会社 39,000株
払込期日	2019年11月20日
資金の使途	新規採用人員の教育採用費及び人件費に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

2019 年 11 月 20 日

株式会社インティメート・マージャー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹®
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦 太®
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インティメート・マージャーの2018年10月1日から2019年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年9月17日及び2019年10月2日開催の取締役会において公募増資による新株式の発行を決議し、2019年10月23日に払込が完了した。

また、同取締役会においてオーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2019年11月20日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月29日

株式会社インティメート・マージャー 監査役会

常勤監査役 大 島 忠 ⑩

監 査 役 横山 幸太郎 ⑩

監 査 役 大 杉 泉 ⑩

(注) 常勤監査役大島忠及び監査役大杉泉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。